

# 將軍御立寄にみる御守殿

はじめに

一 將軍家斉の尾張藩邸訪問—淑姫入輿前—

二 將軍家斉の御守殿訪問—淑姫入輿後—

(一) 内示と通達

(二) 見分

(三) 供・固・注進

(四) 尾張藩内の準備

三 文化四年三月一八日御立寄

(一) 行程

(二) 御目見

(三) 贈答儀礼

(四) 料理

四 天保三年の御立寄

おわりに

はじめに

尾張藩十代藩主斉朝の正室は十一代將軍家斉の長女淑姫である。婚姻の翌年から、家斉は淑姫の御守殿を年に一度の頻度で訪れている。この訪問は「御立寄」として行なわれた。「御立寄」とは、いわゆる格式ばった御成とは異なり、略式で行なわれたものとされる。本稿は、家斉の淑姫御守殿への「御立寄」から、御守殿の位置づけについて考察するものである。

今回対象とする淑姫の御守殿は、寛政十一年（一七九九）十一月五日に淑姫が尾張藩養嗣子斉朝に入輿するのに合わせて、尾張藩市谷邸内に建てられた淑姫の御殿である。本来、御守殿とは將軍の姫君が入輿した際に新築されるもので、藩邸内のほかの御殿とは別の建物であった。しかし、淑姫の御守殿は在来の藩邸の奥向を改造したもので、御本殿と分離した建物ではなかった。ただし、御守殿専用の門が設置され、外部から直接御守殿へ入ることができる造りになっているなど、機能的に完結していた。<sup>①</sup>

吉成 香澄

御守殿には、幕府から付属された姫君付の役人と女中、また尾張藩から姫君に付属された役人が詰めていた。幕府の姫君役人らを統括するのは若年寄で、姫君ごとに一人の若年寄が「御守殿御用承」の掛りについた。淑姫の「御用承」若年寄は入興時から文化二年（一八〇五）一月までが立花種周で、文化三年一〇月一四日から植村家長であった。植村の記した「御守殿方留」によると、「御用承」若年寄は、姫君の外出・訪問者をはじめ、御守殿の人事・経営などの報告を受け、対応を行なった。<sup>(3)</sup>つまり、御守殿は藩邸内の建物でありながら、多数の幕府役人が詰め、その経営管理も幕府が行なっていた。

將軍の御立寄となれば、行き先が御守殿であっても、藩も関わる行事となる。そこで、御守殿御立寄の初例である寛政一二年と、若年寄植村家長が御守殿御用承になって最初の御立寄である文化四年の事例を中心に扱い、御守殿側と尾張藩側との準備や当日の対応をみていきたい。

### 一 將軍家斉の尾張藩邸訪問—淑姫入興前—

尾張藩邸への將軍家斉の訪問については、佐藤豊三氏による「御通抜」の研究がある。<sup>(4)</sup>それによると、家斉が尾張徳川邸を訪れたのは八回で、そのうち寛政五年（一七九三）三月二三日、同七年四月九日、同九年五月二一日、同一〇年一〇月七日は「御通抜」の名目で戸山邸を訪れた。市谷邸には、寛政一二年九月二三日、享和四年（一八〇四）三月一四日、文政二年（一八一九）閏四月六日、天保三年（一八三二）三月二三日に訪れており、天保三年時は「御立寄」として行なわれた。

佐藤氏は、家斉の「御通抜」について、使用された茶道具類から比較検討した。そこから従来の「御成」や「上使饗応」に比べて、室内装飾に用いられた御数寄屋道具の名物の使用が極めて少なく、反面で新しい道具が採用されている点を指摘した。また伝来を重視した道具ではなく、寛政期という新しい時代に即した美意識のもとに選択されたものであると述べている。そしてそれは、「御通抜」が従来のものとは異なり、格式張らずに行なおうとしたためであろうと推察した。また同論文では、市谷邸で行なわれた「御立寄」は、戸山邸で行われた「御通抜」に比べて格式ばった訪問であるとされている。<sup>(5)</sup>

〔表一〕は淑姫御守殿への家斉の御立寄を一覧にしたものである。『続徳川実紀』と「御徒方万年記」は御立寄当日の記事を、尾張家側の史料である「御日記」「御小納戸日記」と御守殿の史料である「御守殿方留」は御立寄開催の情報と見分の日付を集めた。

家斉は、寛政一二年にはじめて御守殿へ御立寄を行って以来、ほぼ毎年市谷邸を訪れている。そして徐々に日程が固定化されていった。御立寄が行なわれなかった年は、斉朝が国許にいて不在の時である。

### 二 將軍家斉の御守殿訪問—淑姫入興後—

では、御守殿への御立寄はどのような段取りですすめられたのかをみていきたい。家斉が初めて淑姫御守殿へ御立寄を行ったのは、淑姫が尾張家に入興した翌年の寛政一二年（一八〇〇）九月二七日である。このときのながれを「御日記」<sup>(6)</sup>「御小納戸日記」<sup>(7)</sup>「御徒方万年記」<sup>(8)</sup>をもとに述べ、適宜ほかの年の事例を加えていきたい。

(一) 内示と通達

まず、將軍御立寄の情報ほどのように尾張家に伝えられたのか。寛政一二年の場合をみてみたい。

【史料一】「御日記」寛政一二年六月四日

一、戸田采女正殿宅江、御家老一人御呼出ニ付成瀬隼人正罷出候處、  
当秋遠 御成之節、 御守殿江 御立寄可被遊旨被 仰出候、尤当  
御殿江表向 御成之儀者、追而可被 仰出との御沙汰ニ候、右之  
趣可申上旨、采女正殿 被申聞、隼人正言上之

寛政一二年六月四日、老中戸田氏教宅に成瀬隼人正が呼び出され、秋の遠御成のときに御守殿へ御立寄が行なわれると伝えられた。この段階では具体的な日程は決まっていない。実際にこの御立寄が行なわれたのは九月なので、かなり早い時期での内示といえる。

また、【史料一】からは、御守殿と表御殿とを区別していることがわかる。家斉が訪問するのは尾張藩主がいる表御殿ではなく、自身の娘がいる御守殿であることを明示している。

なお、翌享和元年（一八〇一）三月二八日の御立寄の際は、三月二日に老中から尾張家の御城附へ書付で通知されている<sup>9</sup>。以降ほぼ毎年の御立寄の内示は、御立寄に向けての見分の通知と同時に届くようになる。そして開催日・行程決定の情報は、見分が済んだ後、当日の四日から一〇日ほど前に通達された。寛政一二年だけ三月も前の段階で内示が行われたのは、それが御守殿御立寄の最初の事例になることから、準備に時間がかかるであろうことを老中側が配慮したのかもしれない。

一方、淑姫御守殿にはどのように御立寄の情報が伝えられたのか。文化四年（一八〇七）の事例を見ると、淑姫御守殿御用承の若年寄植村は、三月朔日に奥右筆栄蔵から御立寄の情報を伝えられている。なお、文化五年の場合には老中松平信明が御立寄の予定を若年寄井伊直朗へ伝え、そこから植村へも伝えられたほか、御側御用取次高井清寅からも心得として情報が届いている<sup>11</sup>。

以上から、御立寄の情報は、尾張家は老中から御城付、御守殿へは植村に御立寄の情報が伝えられていたことがわかる。そこから御守殿と尾張家でそれぞれ準備が進められた。

(二) 見分

御立寄が仰せ出されると、幕府役人と女中による尾張邸の見分が行なわれた。

寛政一二年時は、まず江戸城大奥女中が七月九日と一三日に庭向の見分を行なった。これをうけてか尾張家は、二二日に同朋衆に御立寄における「御庭向御手入等之儀」を、奥坊主に「御掃除等之儀」を勤めるよう申し渡している。八月六日には老女衆も見分を行ない、九月一日にも女中による庭の見分が行なわれた<sup>12</sup>。また、八月九日に目付・徒目付などが御守殿と庭向の見分を行なった<sup>13</sup>。

これらの見分を経て、御立寄が二七日の開催となること、九月二三日に老中松平信明から通達された。なお、翌二四日に淑姫用人が庭の見分を行ない、二五日に側衆の見分も行なわれた。このとき庭向の飾りは当日と同様に用意されており、御立寄に向けた最終確認として行なわれたことが

内示・見分・通達日(「御日記」「御小納戸日記」)	内示・通達(「御守殿方留」)	備考
内示：6月4日 見分：7月9日〈本丸女中衆〉 見分：7月13日〈女中衆〉 見分：7月29日→8月4日→8月9日〈目付衆〉 見分：8月6日〈本丸老女衆〉 見分：9月14日〈本丸女中〉 見分：9月23日〈御側衆・奥向衆〉 通達：9月23日		
通達：3月21日		
内示：10月15日 見分：10月18日〈本丸老女衆〉 通達：10月22日		
内示：3月8日 見分：3月10日〈目付衆〉 通達：3月12日		
内示：3月2日 通達：3月4日・3月12日		
内示：3月22日 見分：3月23日〈奥向衆〉 見分：3月24日〈目付衆〉 見分：3月25日〈公儀女中向〉		
見分：8月18日〈公儀女中衆〉 通達：8月26日	(10月から記録開始)	
見分：3月13日〈奥向衆〉 見分：3月14日〈目付衆〉 通達：3月15日	3月1日 御守殿 御立寄之儀、栄蔵江可申聞 廻(略) 3月14日 来ル十八日、番町御葉園江 御成、 夫より御守殿江 御立寄可被遊旨被 仰出、 此段女中衆江可被達候	
見分：3月9日〈奥向衆〉 見分：3月10日〈目付衆〉	3月5日 来ル十三日、番町御葉園江 御成、 夫の御守殿江 御立寄之旨、伊豆守殿被 申 聞候旨、兵部殿被申聞候	
内示：3月7日 見分：3月12日〈目付衆〉 見分：3月13日〈本丸女中衆〉 見分：3月15日〈目付・本丸奥向衆〉 通達：3月15日	3月7日 来ル十三日、番町御葉園江 御成、 夫の御守殿江 御立寄之旨、伊豆守殿被 申 聞候旨、兵部殿被申聞候	
見分：4月10日〈奥向衆〉 見分：4月12日〈目付衆〉 通達：4月16日	4月6日 当月中旬、御葉園の御守殿江 御立 寄被 仰出候旨、下野殿被 申聞、右之段同 役衆江申達、定右衛門江茂申聞候	
—	—	3月15日 齊朝、初帰国の御 暇
内示：3月29日 見分：4月4日〈目付衆〉 見分：4月6日〈奥向衆〉 通達：4月6日	4月朔日 来ル九日、御守殿 御立寄之旨、 伊豆殿被 申聞、同役衆江申達、直次郎江申 聞候	3月13日 齊朝、参府登城 御座所にて御対面
—	—	3月15日 齊朝、帰国の御暇
内示：3月19日 見分：3月23日〈目付衆〉 見分：3月25日〈奥向衆〉 通達：3月24日	3月18日 来ル廿七日、御守殿 御立寄之旨、 備前殿被申聞候段、撰津殿被申聞	3月16日 齊朝、参府登城 御座所にて御対面
内示：4月19日 通達：4月21日・4月23日	4月19日 来ル廿三日、御守殿 御立寄之旨、 石野三右衛門申聞、大炊殿江申達、同役衆江 申、其段久五郎江も申聞ル(当日悪天候のため 延引)	5月15日 齊朝、帰国の御暇
—	—	3月15日 齊朝、参府登城 御座所にて御対面

〔表一〕 將軍家齊の市谷御守殿御立寄記事

年	御立寄日	当日記事(『続徳川実紀』)	当日記事(「御徒方万年記」)
寛政12年	9月27日	9月27日 高田のほとり成らせらるべき処。雨により延られて。尾邸の御守殿のみへならせらる。	9月24日 来廿七日高田筋江 御成之節、市ヶ谷 御守殿江 御立寄二付(略)
享和元年	3月28日	3月28日 番町薬園に成らせられ。それより尾邸御守殿に過らせらる。	3月28日 田安御門外御薬園江被為 成、夫(より)市ヶ谷尾張殿 御守殿江 御立寄、尤御供 御守殿御先勤等前年之通
享和2年	10月23日	10月23日 田安門外薬園に成らせられ。夫より尾張邸の後閣へ過らせらる。	10月23日 吹上 <small>の</small> 田安御門外御薬園被為 成、尾張殿 御守殿江被遊 御立寄、御役当如例
享和3年	3月13日	3月13日 番町薬園に成らせられ。夫より淑姫君市ヶ谷の邸へ過らる。	3月13日 吹上(より)番町御薬園江被為 成、夫(より)市ヶ谷尾張殿御守殿江被遊 御立寄、御役当如例
文化元年	3月13日	3月14日 きのみ淑姫君の御方に立よらせ給ひしを謝して。尾張中将齊朝卿より使まいらす。	3月14日 九段御薬園 御通拔、番町御薬園江被為 成、夫 <small>の</small> 尾張殿 御守殿江 御立寄、御役当如例
文化2年	3月27日	(正月～6月23日まで欠)	3月27日 番町御薬園、夫 <small>の</small> 尾張殿 御守殿江 御立寄、御役当如例
文化3年	8月27日	8月27日 番街薬園に成らせられ。それより尾邸御守殿に立寄せらる。	8月25日 忝番町御薬園江被為 成、夫 <small>の</small> 尾張殿 御守殿江被遊 御立寄候二付、例之達書御目付仙石次兵衛達
文化4年	3月18日	(巻欠)	3月18日 番町御薬園江被為 成、夫 <small>の</small> 尾張殿 御守殿江 御立寄、御役当如例
文化5年	3月13日	3月13日 番町薬園へ成らせられ。それより市谷御守殿に御立寄あり。	(記載なし)
文化6年	3月18日	3月18日 番街薬園に成らせられ。それより尾邸の御守殿へ立寄せらる。	3月18日 忝番町御薬園江被為 成、夫 <small>の</small> 尾張殿 御守殿江被遊 御立寄候、御役当如例
文化7年	4月18日	4月18日 番町薬園へ成らせられ。それより市谷の御住居に至らせらる。	(記載なし)
文化8年	なし	—	—
文化9年	4月9日	4月9日 番町薬園に成らせられ。それより御守殿に立ち寄せたまふ。	(記載なし)
文化10年	なし	—	—
文化11年	3月27日	3月27日 番町薬園に成らせられ。それより市谷御守殿に立寄せたまふ。	3月27日 番町御薬園江被為 成、夫 <small>の</small> 尾張殿 御守殿江被遊 御立寄、御役当如例
文化12年	4月25日	4月25日 番町薬園に成らせられ。それより淑姫君市谷の亭に立寄せたまふ。	4月25日 番町御薬園江被為 成、夫 <small>の</small> 市ヶ谷御守殿江被遊 御立寄候、御役当如例
文化13年	なし	—	—

典拠

『続徳川実紀』第一篇(新訂増補国史大系48、吉川弘文館、2003年)、「御徒方万年記」(東京大学史料編纂所蔵)、「御日記」(徳川林政史研究所蔵)、「御小納戸日記」(徳川林政史研究所蔵)、「御守殿方留」(学習院大学図書館蔵)

うかがえる。

文化四年時は、三月朔日に植村に御立寄の情報が伝わると、三日に淑姫用人にその情報を伝えている。そして三月一三日に小納戸頭取と小納戸衆が「御庭向御締口」の見分<sup>15</sup>、大奥女中による御守殿の見分があり、翌一四日は目付服部と徒目付が御守殿と「尾張殿屋鋪」を見分した<sup>16</sup>。これらの見分が済むと、一四日のうちに植村から目付と淑姫用人へ向けて、御立寄が一八日に行われることが書面で正式に通達された。

寛政一二年時と同様に、目付と奥向衆などによる見分が行なわれ、見分が済んだのちに正式に御立寄の開催が通達されている。「表一」にみられるように、これはほかの年でも同様で、御立寄があることに見分を行ない、その後正式に御立寄の日取りと行程が通達された。

### (二) 供・固・注進

さて、植村は文化四年三月朔日に御立寄の情報を得るとすぐに「取扱御目付」を選定し、服部久右衛門に決定した<sup>17</sup>。翌二日、服部は御立寄について御用納戸へ断りをいれている<sup>18</sup>。そして一〇日には服部から植村へ、二通の書付が届いた。その内容は、御立寄当日の將軍家斉の移動経路と、その道中における事前の準備、当日の警備(固)や注進の地点などであった。

【史料二】「御守殿方留」文化四年三月一〇日

卷上 駿河守殿

市ヶ谷御守殿 御立寄ニ付申上候書付

服部久右衛門

近々番町御葉園江御成之節、市ヶ谷御守殿江御立寄ニ付、左之趣

申上候

一、西桔橋の矢来御門・田安御門外・九段坂御葉園御通抜、番町御葉園東之方木戸門を被為成、御猶予無之同所へ 出御、御守殿江被遊御立寄候儀と相心得罷在候

一、御葉園境屋敷ニ御見通ニ相成候御目障之場所者奥向ニ而取扱、御葉園構へ御幕附候様相心得罷在候

一、九段御葉園南門へ御入込之節御先御供之分ハ行形ニ開キ、夫分同所西門外江相廻シ、御跡御供之分ハ田安御門外ニ扣居御供宜段御供同役共分申込被遊出御候儀者相心得罷在候

一、御供建場開場等、去寅年之通相心得罷在候

一、田安御門外九段御葉園并一番式番御葉園境屋敷ニ御徒入、且人留等之儀御徒頭江申談候様可仕候

但、御葉園之儀者都而奥向ニ而取扱候得とも、去寅年之通御徒入之積相心得罷在候

一、御供建之儀者、遠御成之節之通相心得罷在候

一、御守殿 御立寄之節御道筋、御番所前、通行之御門へ当番之主人相詰御目見罷出候様可仕候

一、御守殿ニ被為 入候内下馬所之儀、東之方者市ヶ谷佐内坂上安藤将曹屋敷前町通を限り、北之方者尾張殿辻番所を限り、下馬所ニ仕市ヶ谷御門非番分立番足輕少々為差出、御徒目付御小人目付差引為仕可申候

一、御守殿表向之分私方江請取、所々御ノ場所封印仕、并尾張殿庭向大奥ノ相成候ニ付、庭構門其外、去寅年之通封印可仕候

一、御当日御先勤之面々衣服平服之積相心得、且御成 還御共御供建開御駕籠居所并 御屋敷勤番所等、去寅年之通り相心得罷在候



一、通御之節、市ヶ谷八幡境内御見通相成候分見計、引払候之様寺社

奉行江申談、尤御徒方間配蔵候様可仕候

一、御成合 還御相濟候上尾張殿屋敷廻、且庭向合御見通相成候場所  
往來留切之儀并近辺屋敷之御徒入共、去寅年八月之通相心得、尤留  
方之儀者奥向合申聞次第往來留切、其段申上、又奥向合左右次第ニ  
而往來相通シ、勿論御守殿門前者前々之通留切候様可仕候

但、筋切場所万一病用等之節者、御固メ之御徒江申断相通、尤右  
様之節ハ御徒頭より追而私迄申聞候様可仕候

一、御守殿江御用ニ而相通候分ハ作事門合相通シ、尾張殿御用向ニ而相  
通候分者表門・田町門・西門合相通候様可仕候

一、御守殿ニ被為 入候内御覽通ニ相成候火之見櫓、前々御成之節之  
通相心得罷在候

一、御守殿玄関前江御用之ため御徒目付・御小人目付差出置 御成還  
御之節者場所見計平伏仕罷在候様可仕候

一、御立寄ニ付表向御供扣所之儀者尾張殿表屋敷江間取有之候様可仕  
一、御守殿内御固、御持御先手弓掛・鉄炮建・御道具建・御供御馬建  
其外所々幕張、且還御若夜ニ入候ハ、御守殿門内外台提灯とも尾  
張殿合差出候旨役人共申聞候、見計為差出候様可仕候

一、御当日御先江御用之ため表坊主七人程相詰候様、御同朋頭合申談  
候様可仕候

一、同断御守殿并尾張殿屋敷差構無之場所、番人等之儀者其俣差置候  
様可仕候去寅年八月、御守殿江被遊御立寄候節之御振、今を以本文  
之趣申上候

右之趣向々江申談候様可仕候、依之申上候以上

將軍御立寄にみる御守殿

三月

服部久右衛門

【史料二】は服部からの書付のうちの一通で、全体で一九条に及ぶ御立  
寄当日の心得書である。内容は、当日のルート、徒の配置、警備のポイン  
トなどである。条項内にはたびたび「去寅年」と出てくるが、これは前年  
の文化三年のことである。こうした書付は毎回出ていたようだが、それぞ  
れ前回(前年)の通りとしており、前回を做うかたちで行なわれていたとい  
える。

この書付とはほぼ同内容のものが「御徒方万年記」にも写されている。現  
場での共通認識のために、取扱目付が各部署へ送ったものとみられる。

書付の二通目は、「御立寄ニ付御注進其外之儀申上候書付」というもの  
で、①注進をする地点、②淑姫御守殿周辺の警備配置、③御目見のときの  
服装、④御先勤と御供方に「御賦」が下される旨、⑤御目見をする者の心  
得、の五つの内容である。末文に「去寅年八月御守殿江被遊 御立寄候節  
之御振合ヲ以、本文之趣申上候」とあり、こちらも前回を做ったものであ  
ることがわかる。なお、②の内容は以下の通りである。

市ヶ谷御守殿所々勤番

御守殿門 御先手

作事門并中門外左右メ切場所出人

中門 御持

尾張殿屋敷門并台所門急門出人

御徒 一組

御守殿玄関勤番并尾張殿屋敷内廻固メ

御徒 一組

尾張殿屋敷外廻固メ

將軍御立寄にみる御守殿

御供組の御番五人ツ、

御守殿表向

新御番 一組

(四) 尾張藩内の準備

尾張藩側でも、御立寄に向けて「御立寄(御用)懸」が任じられた。<sup>(19)</sup>その内容は、西南台・御馬場・清風軒・嗽芳などに小納戸などから担当が割り当てられ、掃除裁許を行なうことであるという。これらの場所を、御立寄当日に家斉が通る可能性があるのだろう。この懸りが任命されるのは奥向衆や目付衆などの見分が済んだ日であるので、見分で指摘された箇所を、当日までに責任者をたてて掃除するためのものとみられる。なお、これらの建物を含む御庭は、御立寄のときに御守殿側へ引き渡す手続きをしていた。

また、尾張藩邸内に住む藩士で、御立寄で將軍が向かうであろう庭や茶屋に近い長屋の住人は、前日から長屋を明けることを命じられた。

【史料三】「御小納戸日記」寛政一二年九月二一日

一、御立寄之節御長屋明候儀ニ付、左之通御側御用人の申聞有之候

本村御長屋

奥坊主組頭

御小納戸詰

右在居之御長屋、御庭御茶屋江程近候付、公方様御主殿江

御立寄被遊候節、前日分御長屋明ケ披、模寄候方江同居致候様

御申渡、右ニ付別紙書付之通可心得旨をも御申渡可有之候

別紙

一、前日昼九ツ時迄ニ火仕廻、別而入念可被披候事

一、右之節役所分火仕廻候間、可被相違事

一、御長屋内外窓メ、入口錠おろし可被置候事

一、追刻、再火之元役所分見廻として候間、入口之鍵家来ニ為持、

八半時ニ御長屋前江差出可被置事

一、道具諸色御長屋ニ被指置候而も不苦事

一、還御相済、御固解之上、勝手次第可被引移候事

一、同居差支候方者其段可被相違事

一、誰方江同居被致候段も可被申違事

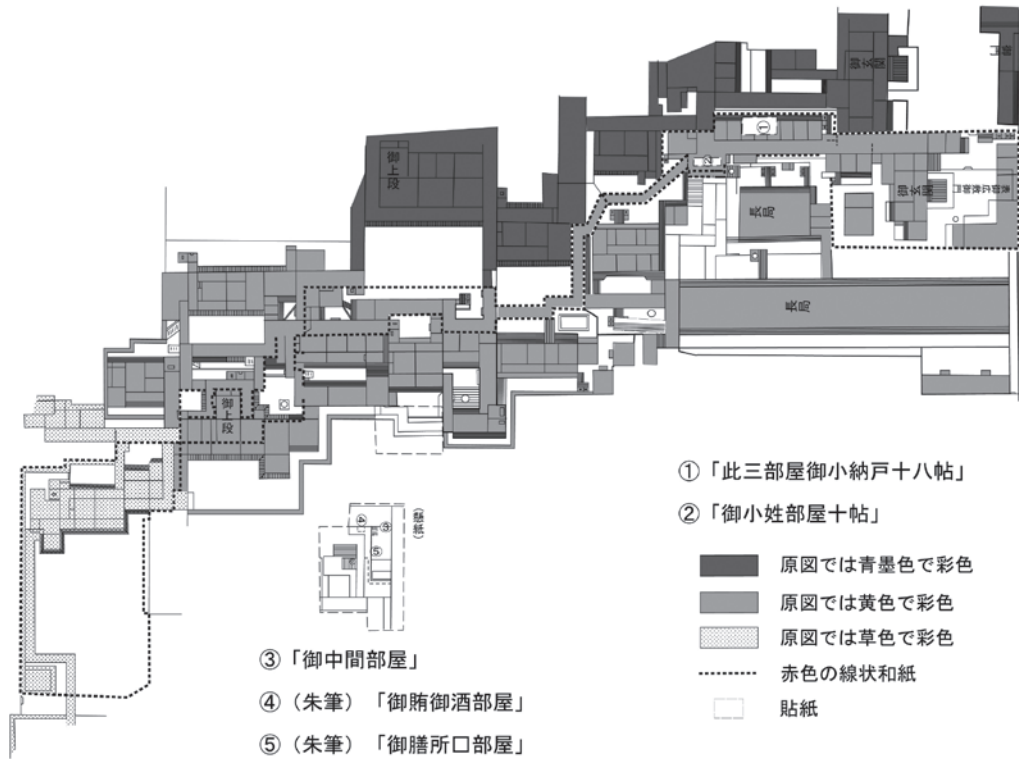
九月 御目付

この指示は御側御用人から出され、寛政一二年のときは本村御長屋の奥坊主組頭と御小納戸詰が対象となった。

また、人出が足りないという理由で御立寄当日に尾張藩の奥坊主が雇われることがあったり、御守殿からの要請をうけて花活や燭台を貸し出すこともあった。

御立寄に関する史料で興味深いのは、図一「公方様御守殿御立寄ノ節表御広敷仕切ノ図(名古屋蓬左文庫所蔵)である。この図は三色で御殿を色分けしてある。青墨色で彩色された部分が御守殿、黄色が斉朝の表御広敷、草色が御休息の間である。点線で示した位置に赤色の和紙が貼付してあり、仕切を表している。斉朝の御広敷を、御立寄当日に御守殿に詰める役人の部屋を補うため、仕切りを使って普段とは異なる部屋使いをしている様子を示している。<sup>(20)</sup>





図一 公方様御守殿御立寄ノ節表御広敷仕切ノ図

### 三 文化四年三月十八日御立寄

では、いよいよ御立寄当日の様子を見ていきたい。

#### (一) 行程

御立寄当日の家斉の行動は、事前に決められていた注進の地点から次々と御守殿へ報告された。

五半時(午前九時頃) 御供揃

江戸城西桔橋門・矢来御門を通過して田安門外へでる。

九段坂薬園を南門より西門へ通り抜け、御堀端一番町薬園へ行く。

五半打二寸五分廻(午前九時一五分頃) 御成が済む。

三番町を通り市ヶ谷御門外の左内坂を通過する。

四江二寸前(午前九時四八分頃) 御守殿に到着する。

六時過(午後六時頃) 還御し江戸城へ向かう。

表向きには、この日の家斉は、番町薬園へ御成をしてそれから御守殿へ御立寄をするということになっていた。実際の時間をみると、江戸城内を出発してから薬園の御成が済むまでが現代の時間で一五分ほどでしかなく、御供揃から一時間以内には淑姫御守殿に到着している。その後、午後六時頃まで八時間ほど御守殿で過ごしている。御成よりもそのあとの御立寄に大きく比重が置かれており、御立寄が主たる行事であることは明らかである。

(二) 御目見

家斉の御成行列が淑姫御守殿の門を入ると、御目見が行なわれた。寛政一二年の初御立寄のときは、御守殿門外で成瀬主殿頭が御目見する人々を家斉に披露したとあるが、文化四年には「定例故申上等無之」とされた。<sup>(22)</sup>御目見は、尾張藩側は家老・城代格・用人・御守殿付用人が御守殿門の外に控え、御守殿側は淑姫用人・医師・膳所台所・用達・同朋が、御守殿門から中門への道中に並んで控え、その前を家斉が駕籠で通過するものであったようである。<sup>(23)</sup>そのほかに、新番頭・小姓・書院番などの役人たちも、玄関前で家斉に御目見した。

(三) 贈答儀礼

御立寄では家斉と尾張家の間で贈答儀礼が行なわれた。その詳細を「御日記」寛政一二年の事例でみていきたい。御目見を済ませた家斉は御守殿の御対面所に入った。その際に尾張藩主斉朝が御対面所御三之間におり、家斉の側までお出迎えをした。家斉が御上段に着座すると、斉朝は御下段敷居内に席をおいて対顔を行った。このときの贈答品は次のとおりである<sup>(24)</sup>(人物関係は図一参照)。

- 御守殿御対面所
- 斉朝↓家斉    鮮鯛一折    別段に御手爐・交御肴一折
- 家斉↓斉朝    八丈嶋十反・交御肴一折
- 御守殿御座之間

聖聰院↓家斉    鮮鯛一折

家斉↓聖聰院    紅白羽二重十疋・交御肴一折

琴姫↓家斉    鮮鯛一折

家斉↓琴姫    紅白縮緬七反・交御肴一折

また、別段として以下の献上があった。

御守殿御対面所    斉朝↓家斉    御手爐・交御肴一折、

清風軒            斉朝↓家斉    瀬戸焼御花活

御守殿御対面所    聖聰院↓家斉    御植木二鉢

                    琴姫↓家斉    御植木一鉢

家斉からは、御守殿御座之間において以下を拝領した。

家斉手ずから↓斉朝    御二所物

(色絵鶴御目貫赤銅七子・同模様御小柄 簾乗作)

御縁頭(四分一松模様 後藤源之丞作)

聖聰院、琴姫へは、御守殿老女岩田をもって御扣所へ送られた。

家斉↓聖聰院    三幅対御掛物(左右唐絵 中西王母 養川筆)・

御提重

家斉↓琴姫    二幅対御掛物(井出玉川・大井川 伊川筆)

そのほかに、淑姫を介して家斉へ献上するものとして、以下のものが淑

姫に差し上げられた。

掃部頭より    瀬戸焼御香爐二・鮮鯛一折

弾正大弼より    御植木一鉢・鮮鯛一折

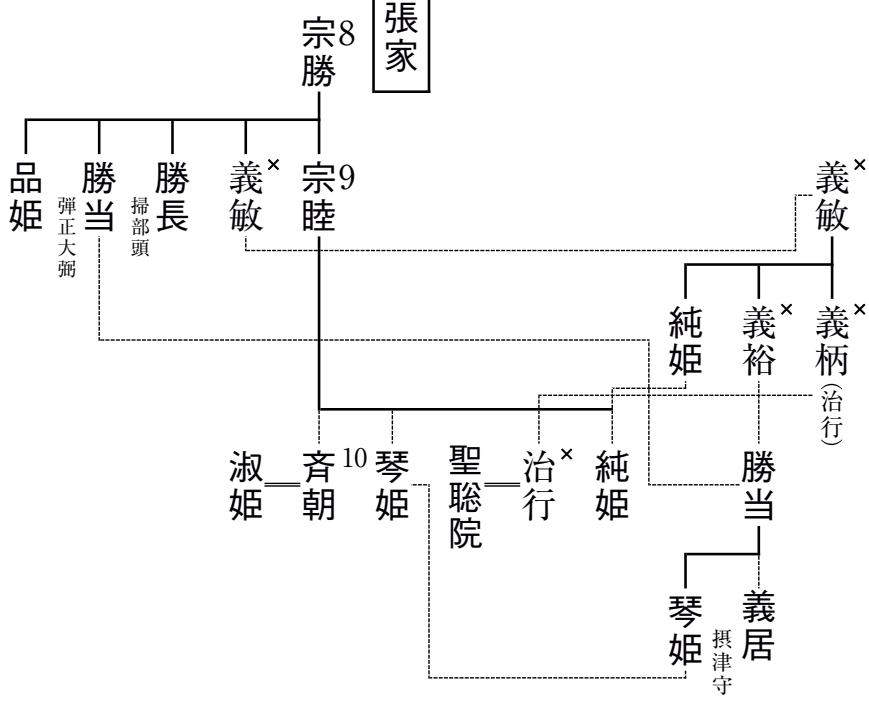
品姫より    相御重一組

純姫より    同断

摂津守より    御植木一鉢・鮮鯛一折

高須家

尾張家



將軍御立寄にみる御守殿

図二 寛政十二年尾張家系図

家斉の還御前には、御休所に齊朝が呼び出され、御重硯「紫檀五ツ組、竹二雀高蒔絵」を家斉手ずから拝領し、さらに淑姫を介して御台所から交御肴一折・塗御重一組を拝領した。

以上みてきたとおり、寛政一二年の御立寄では、齊朝をはじめ尾張家の人々が家斉へ献上を行っている。献上が行なわれた場所は、御守殿の御対面所・御座之間と清風軒であった。清風軒は表御殿の御休息の間から庭へ伸びた建物で、御守殿ではなく尾張藩の建物であるが、御立寄の日は清風軒を含む藩邸の庭が御守殿へ引き渡されていた。

家斉への献上は、齊朝、聖聰院(治行室)、琴姫(宗睦養女・近衛基前室)が対面して行ない、掃部頭(宗勝六男勝長)、彈正大弼(宗勝五男・高須松平家七代勝当)、品姫(宗勝七女・松平頼前室)、純姫(宗睦養女・上杉治広室)、摂津守(二橋治濟七男・勝当養子義居)が淑姫を介して献上を行なった。御立寄當時に尾張藩邸にいる者は御守殿へ入って家斉に献上を行ない、藩邸に居住していない者は淑姫を介して献上を行なったようである。

ここにある献上品は植木が多く、植物好きの家斉の趣味嗜好を考慮したものと考えられる。また、御立寄の際に家斉が気に入った植木「御目留」相成候御鉢植物」は、翌日大奥へ送られた。<sup>(25)</sup>

文化四年三月一八日の場合は、家斉から拝領したのは御書棚・八丈縞五反・交御肴一折・御鉢植・金魚で、老女から受け取ったという。また、翌朝に「御目留」の植木を三つ、同様の花活け一つを老女へ渡すことになっていた。<sup>(26)</sup>

(四) 料理

「御守殿方留」には、御立寄当日の植村の行動が詳細に記録されている。そこに、料理もたびたび登場する。

御立寄当日、將軍家斉が到着する前に御守殿についた植村は、切飯と煮染めを振る舞われた。植村への給仕は御用坊主が行っており、御立寄のために江戸城から出張しているものとみられる。

さて、家斉が玄関前での御目見を済ませて御守殿内に入ると、宴席がはじまり植村には一汁五菜の料理と酒が下された<sup>(27)</sup>。これについては、三月一日に淑姫用人から植村に提出された「御立寄之節御供方江被下御料理品書」<sup>(28)</sup>のなかで「若年寄衆・御用御取次衆・御側衆・御留守居衆」が一汁五菜であることと合致する。ただし、料理の内訳は異なる点もある。

植村は淑姫からも提重一組と御膳<sup>(29)</sup>が下された。家斉からはさらに酒とともに肴として大皿で鮮やかまぼこなどを下された。このときの給仕は小姓であった。

これらの料理のいずれに該当するかは不明であるが、御立寄準備段階の三月一二日に、淑姫用人が「二十菜御綾段附御料理」を御膳番へ頼むことについて植村へ報告している。「御立寄之節御供方江被下御料理品書」も淑姫用人が作成していることから、御立寄当日の料理は御守殿が提出した品目を幕府御膳番が用意したことがわかる。また、御立寄当日は尾張藩側の奥向の「惣番」に湯漬が配られた<sup>(31)</sup>。

なお、尾張家からも御立寄の御供に吸物・酒・菓子が出た<sup>(32)</sup>。

おわりに

以上、家斉の淑姫御守殿御立寄をみてきた。初回の寛政二年(一八〇〇)時は尾張藩側に詳細な記録が残っており、文化四年(一八〇七)時のものは幕府側の心得が詳細にまとめられており、両者の動きの違いがよく現れていたように思う。

將軍御立寄にあたり、「御立寄取扱目付」が道中・御守殿・尾張藩邸外周の警備を差配し、事前の見分、御徒への指示などを行なった。また、姫君用人は当日の料理の献立等を調べて手配した。これらを姫君の御用承若年寄が監督した。

一方で、尾張藩側は御立寄に際して任命した御用懸りは、御庭の掃除を行ない、清風軒などで飾る道具を準備するというもので、当日は庭ごと御守殿へ引き渡している。また、長屋を明けるようにという指示や、備品・人員・部屋の貸し出しを幕府側の要請をうけてそれに従っていた。

これらの点から、御守殿への將軍御立寄は幕府側の主導で行なわれており、尾張藩は幕府からの要請どおりに動いていたと言える。また、御守殿内で行なわれることは幕府が関与していたと考えられる。藩側からすれば、御守殿はなかなか内部に立ち入ることのできない存在だったことだろう。

家斉の御立寄について目を向けると、従来論じられてきた將軍の御成は、政治的な意味合いを強く含んだものとされていた。家斉は「御通抜」や「御立寄」として、御成とは異なる新しいかたちをもって行いながらも、寛政期に尾張家(台山邸・市谷邸とも)を訪れたときは尾張家の世嗣問題

において動きがみられ、訪問に政治的意味合いがあったとされる。

今回とりあげた淑姫の御守殿御立寄は、一七一年間に一回行なわれ、徐々に三月と四月に固定し定例化していた。これらの御立寄にも、その都度何か訪問の理由があったのだろうか。御立寄が行なわれなかった文化八年、同一〇年、同一三年は、藩主斉朝の帰国の年であった。このことは大きなポイントと考えられるが、現在は考察を加えるための情報に乏しいため、後の議論としたい。

最後に、天保三年（一八三三）三月二三日に行われた家斉の市谷邸御立寄に触れておきたい。このときの献上物・料理献立・饗応人数などは、寛永一三年（一六三六）の御成とほぼ変わらない饗応が行われたという<sup>33</sup>。この点は、將軍御立寄の定義を考察するのに興味深い。家斉の御立寄については、ほかの事例を交えてさらに検討していきたい。

#### 註

- (1) 渋谷葉子「考察 尾張藩市谷邸について」『尾張藩上屋敷跡遺跡Ⅴ 絵図集成編』東京都埋蔵文化財センター調査報告第八六集、東京都埋蔵文化財センター、二〇〇〇年。
- (2) 「御守殿方留」文化三年一〇月〜文化一三年一二月晦日までの淑姫の御守殿に関する記録。学習院大学図書館所蔵。ゆまに書房『学習院大学所蔵丹鶴城旧蔵幕府文書』第二十一〜二十二巻所収。
- (3) 拙稿「將軍姫君の婚礼の変遷と文化期御守殿入用―尾張藩淑姫御守殿を事例として―」『学習院史学』四七、二〇〇九年。
- (4) 佐藤豊三「將軍家斉の戸山屋敷「御通抜」について」『金鯢叢書』二二（平成五年度）。
- (5) 佐藤氏前掲論文。
- (6) 徳川林政史研究所所蔵。寛政四年十一月から享和三年十二月までの記録。

將軍御立寄にみる御守殿

- (7) 徳川林政史研究所所蔵。
- (8) 東京大学史料編纂所所蔵。
- (9) 「御日記」享和元年三月二日条。
- (10) 植村がほぼ専属で使っている奥右筆の奈佐栄蔵。文書の配達などを行なう。
- (11) 「御守殿方留」文化五年三月五日。
- (12) 「御小納戸日記」寛政二年七月八日・二日・二三日・二二日・八月六日条。
- (13) 「御小納戸日記」寛政二年八月三日条。
- (14) 「御小納戸日記」寛政二年九月二三日条。なお、天候などを理由に、二度日程が変わっている。
- (15) 「御小納戸日記」文化四年三月二日条。
- (16) 「御守殿方留」文化四年三月一三日条。
- (17) 「御守殿方留」文化四年三月朔日条。
- (18) 「御守殿方留」文化四年三月二日条。
- (19) 「御小納戸日記」文化九年四月五日条、文化一一年三月二三日条。これ以前にも御立寄にむけての担当者がいたようだが、詳細は不明。
- (20) 渋谷葉子「考察 尾張藩市谷邸について」『尾張藩上屋敷跡遺跡Ⅴ 絵図集成編』東京都埋蔵文化財センター調査報告第八六集、東京都埋蔵文化財センター、二〇〇〇年。「徳川將軍の御成」(徳川美術館新館開館二十五周年・徳川園開園八十周年記念秋季特別展図録)徳川美術館、二〇二二年。
- (21) 「御日記」寛政二年九月二七日条。
- (22) 「御守殿方留」文化四年三月一六日条。
- (23) 「御守殿方留」文化四年三月一八日条。
- (24) 「御日記」寛政二年九月二七日条。
- (25) 「御小納戸日記」寛政二年九月二七日・二八日条。
- (26) 「御小納戸日記」文化四年三月一八日条。
- (27) 一汁五菜  
平(木くかけ、くわひ、赤貝) 汁(つみ入、しい茸、かいわりな)  
香物(なら漬)

坪(やきいも、ミつは、かすていら) 飯

向話 焼物鯛

猪口(つるな、干大こん)

吸物(むすひさより、木のめ)

肴 小皿(切身ひらめ)

かさ盛(からたけ、かんひょう、焼入)

皿菓子(紅ふきよせ、白小みとり、大あるへい)

(28) 「若年寄衆・御用御取次衆・御側衆・御留守居衆」から「布衣以上御目見以下」

まで、四段階にわけて夕食と夜食の品数が記されたもの。

(29) 御提重(松菊樞梅) 竹枝折ちらし

一重(かんひょう、しいたけ、長いも、ゑひ、切身たい)

二重(やうかん、ういろうもち)

三重(松の雪、雪の梅) 四重(白粉まんちう)

細重(よめな、くるみ) 延命酒・梅酒 一陶ツ、

下重(なら漬、もつくす、白ふり)

御盃 梅二若松

(30) 中皿(ミそ漬鯛切身焼)

小皿(酢漬) 御吸物(さ、めき、木のめ)

中皿(す、き焼入、くわひ、蓮こん、長いも、付焼肴)

皿(小鯛焼) 汁(きす、かいわりな)

小皿(香の物、奈良漬)

平(松茸、菜、はんへん) 飯

猪口(煮小豆)

(31) 「御小納戸日記」寛政一二年九月二日条。

(32) 吸物(いなた、木のめ)

小皿(酢ミそ、鯛、かんでん)

かさ盛(鮑、くわい、から竹)

菓子(色入あるへい一、やうかん二、紅砂金もち三、黄まん

ちう二、青みとり粉)

(33) 原史彦「尾張徳川家の御成」『徳川將軍の御成』(徳川美術館新館開館二十五

周年・徳川園開園八十周年記念秋季特別展図録) 徳川美術館、二〇二二年。